令和４年度　公文書開示（２月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R4.12.15	R5.2.1	令和３年度　兼業実績報告一覧表	1		1					1								氏名、兼業先名称、従事時間、移動時間、うち職免、報酬計に係る記載は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第2号） ※　東京都情報公開条例第７条第２号に該当するか否かを個別の案件ごとに判断している。	中央卸売市場 管理部総務課
2	R5.1.25	R5.2.2	下記工事に係る施工体系図 ・４大田市場青果棟屋上防水改修工事 ・４豊島市場５号館外壁改修工事	2	1															中央卸売市場 事業部施設課
3	R5.1.25	R5.2.7	下記工事に係る施工体系図 ・板橋市場（４）青果卸売場棟屋上防水改修工事	1	1															中央卸売市場 事業部施設課
4	R5.1.25	R5.2.7	下記工事に係る施工体系図 ・３足立市場東京都冷蔵庫外壁ほか改修工事 ・３大田市場青果冷蔵庫棟屋上防水改修工事 ・３大田市場事務棟外壁改修工事 ・３大田市場青果棟屋上防水修繕工事 ・３北足立市場立体駐車場屋上防水修繕工事	5		1					1									監理技術者名、主任技術者、安全衛生責任者、現場代理人／監督員、安全衛生推進者、雇用管理責任者、現場代理人名、主任技術者名、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、書記に係る記載は、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第2号）	中央卸売市場 事業部施設課

5	R5.1.25	R5.2.7	下記工事に係る施工体系図 ・３大田市場水産冷蔵庫棟外壁ほか修繕工事 ・４大田市場事務棟東面外壁改修工事 ・２大田市場事務棟外壁防水修繕工事 ・３大田市場青果冷蔵庫棟屋上防水修繕工事 ・４大田市場水産棟屋上防水修繕工事 ・３大田市場花き物流棟北面外側屋上防水修繕工事	6		1					1								監督員名、監理技術者名、主任技術者名、専門技術者名、専門技術者名、統括安全衛生責任者名、統括安全衛生管理者名、元方安全衛生管理者名、安全衛生責任者名、専門技術者名、現場代理人名、監理技術者補佐名に係る記載は、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第2号）	中央卸売市場 大田市場市場管理課
6	R5.1.25	R5.2.7	下記工事に係る施工体系図 ・３食肉市場センタービル屋上防水補修工事	1		1					1								主任技術者名に係る記載は、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第2号）	中央卸売市場 食肉市場設備課
7	R5.1.25	R5.2.8	下記工事に係る施工体系図 ・３豊洲市場容器業者倉庫棟２階屋上防水他修繕工事	1		1					1								監督員名、監理技術者名、専門技術者名、統括安全衛生責任者、統括安全衛生管理者、元方安全衛生管理者、安全衛生管理者、主任技術者、専門技術者に係る記載は、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第2号）	中央卸売市場 豊洲市場設備課
8	R5.1.4	R5.2.28	令和4年4月1日から同年12月31日までに東京都中央卸売市場豊洲市場において取引されたクロマグロ（出荷者の住所が青森県大間町、または〇〇漁協、〇〇漁協であり、品名がマグロまたはホンマグロ等クロマグロである部分）の卸売の記録	1		1					1	1							ア　担当者名。卸売業者のせり人の氏名であって、特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第７条第２号）。 イ　売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称（カナ）。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者であって、仕入れ情報等が公になることによって当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため（東京都情報公開条例第７条第３号）。 ウ　単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることによって当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号）。 エ　規格の一部。具体的な漁船名であり、公になることによって当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号）。	中央卸売市場 豊洲市場水産農産品課

9	R5.1.4	R5.2.28	令和4年2月1日から同年12月31日までに東京都中央卸売市場豊洲市場において取引されたクロマグロ（出荷者の住所が北海道函館市または茅部郡森町であり、かつ品名がマグロまたはホンマグロ等クロマグロである部分）の卸売の記録	1		1					1	1							ア　担当者名。卸売業者のせり人の氏名であって、特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第７条第２号）。 イ　売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称（カナ）。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者であって、仕入れ情報等が公になることによって当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため（東京都情報公開条例第７条第３号）。 ウ　単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることによって当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号）。	中央卸売市場 豊洲市場水産 農産品課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。